



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば



目次

● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 「ねんきんネット」のご案内 2
- 「ねんきんネット」利用登録方法 3

● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 令和3年度協会けんぽの生活習慣病予防健診のご案内 4
- 退職したら必ず健康保険証をご返納ください 5
- 健康保険料率・介護保険料率の変更について 5
- 「インセンティブ制度」について 5

● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 令和3年度千葉県社会保険協会事業予定 6
- テキスト配付のお知らせ 7
- 令和3年度各種入園割引券の配付のご案内 8
(こどもの国 kidsdom、鴨川シーワールド、富士急ハイランド)
- 会員事業主の皆様へお願い 9
- 社会保険相談のご案内 10-12

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、各施設では様々な対策がとられています。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

● 日本年金機構からのお知らせ ●

利用者数
500万人
突破!

年金記録や年金見込額を

「ねんきんネット」で確認できます

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。

「ねんきんネット」でできること

① ご自身の年金記録の確認

ご自身の国民年金の記録やお勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。



② 将来の年金見込額の試算

働きながら年金を受給した場合や、受給を早めたり遅らせたりした場合など様々な条件に合わせた試算ができます。

③ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧

電子版「ねんきん定期便」や年金支払いに関する通知書を確認できます。

④ 受給に関する各種通知書の確認

他にも・・・

再交付申請や持ち主不明記録の検索など
さまざまな機能があります



詳しくは「ねんきんネット」で検索

※スマートフォン版「ねんきんネット」では、
パソコン版の一部サービスのみ利用可能

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net

「新しい生活様式」の実践に役立つサービスです。ぜひご活用ください

ご利用登録は、とってもカンタン 日本年金機構のホームページで

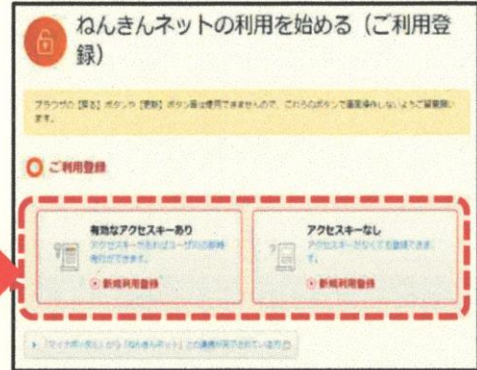
「ねんきんネット」のご利用登録はこのページから

ねんきんネット

検索



■画面イメージ



【登録の流れ】

1	2	3
<p>以下をご用意いただき、新規登録画面から必要事項を入力してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金番号 ※1 ・メールアドレス (お持ちの場合) ・アクセスキー ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アクセスキーをお持ちの方 すぐにユーザIDが発行されます ▶ アクセスキーをお持ちでない方 日本年金機構においてご本人確認を行い5営業日程度でユーザIDを記載したハガキをお届けします 	<p>ユーザID・パスワードを使用して、「ねんきんネット」へログインしてください</p>

※1 基礎年金番号は年金手帳などに記載されている10ケタの番号です

※2 アクセスキーをお持ちの方は、この番号を使用して申し込むことで、すぐにユーザIDを取得できます。アクセスキーは「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号です

基礎年金番号

■年金手帳

アクセスキー

■ねんきん定期便 (50歳未満ハガキ)

【マイナンバーカードをお持ちの方は】

◆マイナンバーカードがあれば、「ねんきんネット」に登録していなくても**マイナポータル**から「ねんきんネット」に**アクセス**できます。ぜひご利用ください。

マイナポータルの詳細は、

マイナポータル

検索

※ご利用には、マイナンバーカードを読み取れるICカードリーダーライターという機器が必要です。また、この仕組みはスマートフォンからはご利用いただけません。

お問い合わせは

専用
番号



0570-058-555

050から始まる電話で
おかけになる場合は
03-6700-1144

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 (月曜日のみ午後7時00分まで)
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
※祝日 (第2土曜日は除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼
ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

令和3年度 協会けんぽの生活習慣病予防健診のご案内

健診機関に予約するだけ！

35歳～74歳 被保険者の方

「生活習慣病予防健診」予約方法 ※協会けんぽの申込み手続きは不要です。

① 受診を希望する健診機関に 予約する



協会けんぽの
生活習慣病予防健診を
受たいのですが。

予約の際に伝えることは…



- 氏名 ● 連絡先 ● 住所 ● 生年月日および住所
- 保険証の保険者番号 ● 保険証の記号および番号
- 健診受診希望日

② 健診を受ける

受診当日は、**健康保険証**を
必ずお持ちください。
また、健診機関からの問診票
や検便の検査容器などがある
場合はそちらも忘れずに。



よくあるお問い合わせ

Q 事業所あてに届いた一覧に名前の記載がありません

「生活習慣病予防健診対象者一覧」は毎年1月上旬時点の資格記録をもとに作成します。
そのため、令和3年1月以降に新たにご加入された方については、一覧にお名前の記載がなくても、
協会けんぽ加入の**被保険者で35歳以上75歳未満の方**であれば、補助を受けることができます。

Q 健康保険証がまだ届いていないのですが、受診できますか

当日、健康保険証で補助適用ができるか確認します。健康保険証がお手元に届いてからご受診
ください。

Q 健診を受けるための受診券はありますか

「生活習慣病予防健診」には、**受診券はございません**。当日は健康保険証をご用意ください。

※協会けんぽ加入の**被扶養者で40歳以上の方**には、「特定健康診査受診券（セット券）」がございます。

（4月上旬頃にご登録の被保険者様住所へ発送）

被扶養者の「特定健康診査受診券（セット券）」が5月になっても届かない場合は、申請書をご提出ください。

「**健診の受診率**」は加入者のみなさまの取組が保険料に反映される「**インセンティブ制度**」の評価指標となっています。
ご自身の健康維持のためにも、協会けんぽの健診をご利用ください。

お問い合わせ先 ☎043-308-0525 保健グループ

時間帯によってお電話がつながりにくい場合がございます。ご了承ください。

生活習慣病予防健診に
ついてはコチラ



生活習慣病予防健診
実施機関一覧はコチラ



退職したら必ず健康保険証をご返納ください



健康保険証は
退職日の次の日から
使用できません。
(家族の方も同様です)



通院中の方は健康保険証
が変わることを**医療機関・
薬局等へ伝えてください。**



退職後に健康保険証を
使ったら、後で**医療費を
ご返還いただけます。**
(保険者が負担した医療費です)

<事務ご担当者様へ>

退職時に被扶養者分も含め全員分の健康保険証を回収していただき、「被保険者資格喪失届」に添付し、日本年金機構に提出してください。

令和3年3月分（4月納付分）より健康保険料率・介護保険料率が変更されます

令和3年2月分（3月納付分）まで 令和3年3月分（4月納付分）から

健康保険料率（千葉支部） 9.75% **9.79%**（引上げ） ↑

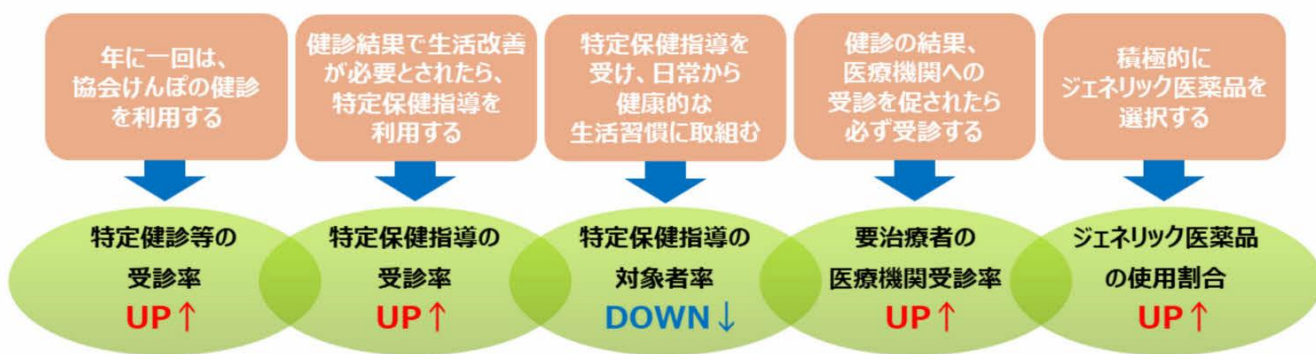
介護保険料率※（全国一律） 1.79% **1.80%**（引上げ） ↑

※40～64歳までの方には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

皆さまの取組が健康保険料率の引下げにつながります！「インセンティブ制度」

インセンティブ制度とは

以下の**5**つの指標を支部ごとに評価し、上位2-3支部にはインセンティブ（報酬金）が付与され、「健康保険料率」を引下げる制度です。



この取組が医療費の適正化につながります。
協会けんぽも全力でサポートいたしますので、一緒に取り組んでいきましょう。

詳しくはコチラ



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階



043-308-0521（代表）



お手続きは郵送を
ご利用ください



協会けんぽ 千葉 検索



メールマガジン配信中！ 無料

健康保険や健康づくりのタイムリーな情報をお届けします。

登録方法

- ①ご登録画面にアクセス
- ②“新規登録”をクリック
- ③メールアドレス等を入力し、登録

ご登録はコチラ



千葉県社会保険協会 からのお知らせ

令和3年度 千葉県社会保険協会の主な事業予定

	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
社会保険制度の普及宣伝事業	機関誌『社会保険ちば』の発行	○			○			○			○			
	ホームページ版機関誌『月刊社保ちば』の更新	毎月1回更新公開												
	社会保険の各種届出用紙の配布	随時配布（当協会および用紙配布所営業日）												
	「社会保険の事務手続」テキストの配付		○	○	※他の月でも在庫があれば配付可能									
	社会保険相談（個別・集団）	毎日（受付は土日祝・年末年始の休みは除く）												
心と体の健康保持増進事業 および 会員助成事業	第15回事業所対抗ボウリング大会				※開催日 10月予定									
	写真コンテスト									○	○			
	蓮沼ウォーターガーデン利用助成				○	○	○							
	潮干狩り利用助成	○	○	○	○								○	
	梨・ぶどう狩り利用助成					○	○							
	いちご狩り利用助成	○	○							○	○	○	○	
	冬山の家の開設									○	○	○	○	
	県内外各保養施設利用助成	← 年度内を通して実施 →												
	施設利用会員証の発行 （全国社会保険協会連合会契約施設）													
	鴨川シーワールド入館割引助成													
	富士急ハイランド入園割引助成													
	千葉こどもの国 KidsDom 入園割引助成													
成田空港温泉 空の湯 入館割引助成	← 年度内を通して実施（受付は土日祝・年末年始の休みは除く） ※ホームページにて詳細をご案内しています →													
健康づくり DVD の無料貸し出し														

・千葉県社会保険協会では、会員事業所様から納入いただく会費により、上記の事業を予定しています。

・各事業に関する詳細は、当協会機関誌『社会保険ちば』やホームページ版機関誌『月刊社保ちば』にてご案内いたします。

・第15回事業所対抗ボウリング大会の開催は、令和3年10月に予定しています。詳細は『社会保険ちば夏号』に掲載いたします。

※事業予定ですので、一部変更する場合がございます。何卒ご了承のほどお願いいたします。

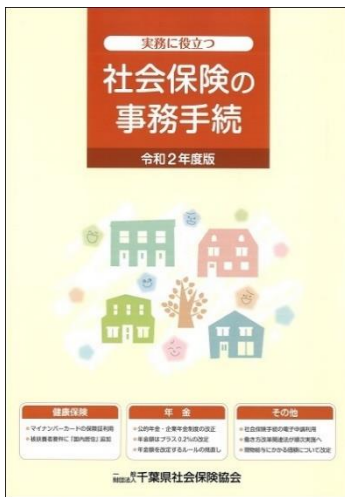
テキスト配付のご案内

令和3年度版「社会保険の事務手続」を配付いたします

下記申込書に必要事項を記入していただき、別表の切手と返信用封筒（送付先を明記したもの）を添え、下記宛先までお申込みください。

なお、送付料の切手は返信用封筒に貼らずに ご同封ください。

【申込先】一般財団法人 千葉県社会保険協会
〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13



健康保険・厚生年金の被保険者の資格取得の決定、標準報酬月額の決め方、定時決定と算定基礎届、随時改定と月額変更届、保険料の納め方など平易に解説した事務テキストです。

労働保険の解説と主な届出様式の記載例も収載しています。

※画像は昨年度版です。



《別表》

切手（送付料として）	1部につき 100円切手×1
返信用封筒	2部まで 角2封筒×1 ※希望部数が多い場合は、応相談

※コピーしてお申込みください

令和3年度版『社会会保険の事務手続』申込書

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

令和3年度 各種割引券配付のご案内

○鴨川シーワールド

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。



～鴨川シーワールド入園割引券～

種 別	一般料金	利用者負担
大 人 (高校生以上)	3,000 円	2,000 円
小 人 (小・中学生)	1,800 円	1,000 円
幼 児 (4 歳～未就学児)	1,200 円	500 円
シニア (60 歳以上)	2,400 円	1,900 円

○富士急ハイランド

※冬季スケート営業期間中は、スケート滑走料も含まれます。
 ※本券ご利用の場合、お支払方法は現金のみとなります。
 ※一部、フリーパス不可のアトラクションがあります。
 ※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。



～富士急ハイランドフリーパス割引券～

種 別	一般料金	利用者負担
大 人 (18 歳～64 歳)	6,200 円	5,200 円
中高生 (12 歳～17 歳)	5,700 円	4,500 円
小学生 (7 歳～11 歳)	4,500 円	3,300 円
幼 児 (1 歳～6 歳)	2,100 円	1,600 円
シニア (65 歳以上)	2,100 円	1,600 円

○千葉こどもの国 KidsDom

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。



～千葉こどもの国 KidsDom 入園割引券～

種 別	一般料金	利用者負担
大 人 (高校生以上)	900 円	500 円
子 供 (小・中学生)	300 円	100 円
幼 児 (3 歳～小学生未満)	200 円	0 円

申込方法

下記申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(切手貼付・送付先を明記したもの)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※原則 1事業所 各 15 枚までとさせていただきます。また、割引券がなくなり次第配付終了となります。

申込資格

(一財)千葉県社会保険協会会員事業所の被保険者の方とそのご家族

有効期限

令和4年3月31日まで

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 割引券係

※コピーしてお申込みください

割 引 券 申 込 書

施設名	種 別	枚 数
鴨川シーワールド	大 人	枚
	小 人	枚
	幼 児	枚
	シニア	枚
富士急ハイランド	大 人	枚
	中高生	枚
	小学生	枚
	幼児・シニア	枚
千葉こどもの国 KidsDom	大 人	枚
	子 供	枚
	幼 児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

会員事業主の皆様へのお願い



事業所名称、所在地等を変更された場合は、下記様式により **FAX (043-233-3973)** にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また **当協会 WEB サイト (https://shaho-chiba.jp)** からのご連絡を受付けております。

会員情報変更届

※協会記入欄（ご記入の必要はありません）

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、**変更事項のみ**ご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			

※ご不明な点は（一財）千葉県社会保険協会（TEL 043-233-3971）へお問い合わせください。

※ご記入いただいた情報は、事務処理にのみ使用します。



社会保険相談を行なっています

当協会の契約するベテランの社会保険労務士が各事業所様に出向き、社会保険相談をいたします。
事業所での相談をお一人から行うことができます。

例えば…

●60歳で定年退職したら…

老齢年金はいくらもらえるかな？
雇用保険の失業給付の手続きは？

ご相談はすべて**無料**です

●定年後も 再雇用制度で在職したら…

老齢年金はいくら減額になるの？
雇用保険からの給付金請求手続きは？

●年金加入不明期間 の確認方法は？

●従業員に社会保険についての研修を行いたいなど
研修講師を事業所様に派遣することも可能です。

◆申込方法◆



12頁の申込書にご記入のうえ、**FAX (043-233-3973)**にてお申し込みください。
また、次頁に「社会保険相談のお申し込みから相談までの流れ」を掲載しています。

不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

電話 043-233-3971

社会保険相談のお申し込みから相談までの流れについて

社会保険相談のお申し込みから相談までは下記のような流れとなります。

個別年金相談の場合

1. 社会保険相談申込書に必要事項をご記入ください。

相談希望日時については、

- ・ お申し込みから相談日まで **1ヶ月程の期間**が必要です。
- ・ 相談希望日時は、**第3候補**までご記入ください。



2. 当協会へ FAX にてお申し込みください。

(FAX No. 043-233-3973)



3. 当協会にお申し込み受付後、**委任状**を送付いたします。

※委任状については、当協会から日本年金機構へ相談者様の年金記録等の照会をするために、ご提出いただくものです。



4. 委任状が届きましたら、必要事項をご記入、押印のうえ、同封いたしました返信用封筒にてご返送ください。



5. 相談日時が決定次第、ご連絡いたします。



6. 相談者様の年金記録等が整いましたら、当協会から送付いたします。



7. 社会保険労務士が、ご希望の指定日時、場所で年金相談を行います。

その他の相談の場合

個別年金相談の流れの順番 3、4、6 を除いたものとなります。

社会保険相談申込書

一般財団法人千葉県社会保険協会

FAXにてお申込みいただくか、コピーしてご郵送ください **(FAX 043-233-3973)**
お申し込みから相談日まで1か月ほどの期間が必要です

申込日 年 月 日

事業所名	
担当者名	
事業所所在地	〒
電話番号	
希望相談日	第1希望 年 月 日 () 時 分 第2希望 年 月 日 () 時 分 第3希望 年 月 日 () 時 分
希望相談人数	人 個別 ・ 集団 (どちらかに○)
事業所までの交通機関	

最寄駅から事業所までの簡単な地図をご記入ください。
(貴事業所様に既存のものがあれば、そちらを添付ください。ご記入は不要です。)

※この相談を受ける方々の個人データ等の守秘義務は厳守される契約となっております。

記事提供/日本年金機構 ・ 全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部